平成２２年（フ）第１２１号
宮崎市大字新名爪198番地18
債務者　飯野　　智
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４２号
宮崎市田代町135番地１　オクトワール宮崎東307号
債務者　住江　久欣
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７３号
宮崎県都城市広原町30号３番地１　Ｔ，Ｓマンション210
債務者　佐藤　順子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第７３号
宮城県栗原市若柳字下畑岡峯56番地５
債務者　千葉　和美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
宮城県大崎市古川駅南１丁目14番地　ライブリーＥ　103号
債務者　笹原　拓也
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
宮城県加美郡加美町字北町三番51番地８　エコパレス457　102号
債務者　高橋　雅見
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
兵庫県伊丹市東有岡１丁目123番地３
債務者　藤谷工務店こと　田中　直樹
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１２９号
兵庫県伊丹市桑津１丁目２番１―903号
債務者　十住　忠雄
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１３０号
兵庫県伊丹市桑津１丁目２番１―903号
債務者　十住　徳恵（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２０９号
兵庫県西宮市六軒町２番２―302号
債務者　南　　雅夫
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１０号
兵庫県西宮市六軒町２番２―302号
債務者　南　　美江
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９１号
兵庫県西宮市桜町１番43―401号
債務者　サニーストーンカンパニーこと　吉村　登
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番12―1316号
債務者　衣川由美子（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３１９号
兵庫県尼崎市田能４丁目20番１―304号
債務者　近藤　清美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５８号
兵庫県尼崎市食満３丁目７番３号
債務者　坂本　京子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６７号
兵庫県芦屋市若葉町６番２―923号、前住所兵庫県宝塚市武庫川町５番15―206号
債務者　中馬　良子（旧姓山本・美濃）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９号
兵庫県豊岡市江本13番地　市営今森住宅１―311号室
債務者　植松　博美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係